

歳出予算繰越制度 (補助事業編)

財務省 関東財務局



目 次

繰越制度とは	1
財政法等の基本原則	2
未竣工工事について	3
繰越しの種類	4
「明許繰越し」とは	5
国の予算とは	6
明許繰越しの要件	7
予算書抜粋	8
「事故繰越し」とは	9
要件① 年度内の支出負担行為	10
要件② 避け難い事故	11
繰越しの回数	12
繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担【翌債】	13
翌債と明許繰越しの相違点・関連	14～16
契約の時期と翌債（繰越し）手続の関係	17～19
翌債承認後の金額変更に伴う手続（表）	20～21
歳出予算繰越制度及び翌債制度の概要（表）	22
繰越された予算の性格等	23
繰越し（翌債）の手続・承認権限の委任	24
繰越手続の流れ（明許・翌債）	25
都県⇄財務局間繰越申請の流れ	26
繰越し（翌債）承認申請の提出書類	27
繰越手続の簡素化について	28
繰越計算書等の送付期限	29
申請にあたり特に留意すべき点	30
根拠規定	31
繰越事務用語集	32

《繰越制度とは》

歳出予算の繰越しは、国の会計制度の中において、**歳出予算の効力を翌会計年度にまたがって移動させる**特例的な制度。

歳出予算の性質、会計年度独立の原則により

一会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則として、その年度内に使用し終わるべきものであって、使用し終わらなかった経費の金額については、これをすべて『不用』とするのが建前。

しかしながら…

- ・国の経費の内容や予算執行の方法が極めて複雑多岐。
- ・全ての場合にこの原則どおりに処理することは、国にとって、かえって不利、不経済又は非効率。

そこで…

財政法は、会計年度独立の原則に対して若干の例外を認め、一定の条件のもとに、歳出予算の経費の金額を翌会計年度に繰り越して使用する途を開いている。

予算の執行に当たっては、常にその年度内に使用し終わるよう努めなければならない。

やむを得ない事情によって、年度内に事業が完了せず、予算を使用し終わらない事態に至った場合において、翌年度に引き続き実施する必要があるときは…

財政法の定めるところに従い、**予算の繰越手続き**を執らなければならない。

財政法等の基本原則

【会計年度独立の原則】

財政健全性の要請から定められた原則

各会計年度の経費はその年度の歳入をもって支弁すべきこととし、特定の年度における収入支出は他の年度のそれと区別すべきこととする原則。

- ・ 経費はその年度の歳入を以てこれを支弁（**財政法第12条**）
- ・ 歳出予算はこれを翌年度に使用できない（**財政法第42条**）

- ・ 当該年度の使用に供すべき物品を掛買いし、その代金決済を翌年度財源として行うこと
- ・ 年度末に工事が竣工しないにもかかわらず予算の繰越手続きをとらず、あたかも年度内に竣工したように作為して代金を支出すること



【予算単年度主義】

議会の予算に対する審議権の確保の要請からくる原則

国会における予算の議決は毎会計年度行うべしという原則。

- ・ 内閣は毎会計年度の予算を作成し国会に提出（**憲法第86条**）
- ・ 国の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする（**財政法第11条**）

未竣工工事について

年度内に完了していない補助工事等について、補助事業にかかる予算の繰越を執ることなく、当初工事等が完了したとする処理を行い、国庫補助金の全額の交付を受けるもの。

(問題点)

- ・ 国の予算の効率的な使用を妨げることになる。
- ・ 地方公共団体の予算執行が適正に行われないことになる。

(どのように違反するのか)

- ・ 法令上定められた繰越手続を執っていない。⇒ 財政法等に明らかに違反
- ・ 補助金にかかる概算払制度を誤って運用している。
- ・ 補助金等適正化法との関係 ⇒ 補助金交付決定の条件に反する

(防止策)

- ・ 繰越の制度を再認識、補助事業の執行状況等を的確に把握し、適正な交付申請等の手続きを行う。
- ・ 各省各庁の長、支出官等は、予算の適正な執行に際し補助事業者に対する啓蒙・指導監督を強化徹底する。等

《繰越しの種類》

明許繰越し

(財政法第14条の3)

この2つは財務局で承認
事務を行っている

事故繰越し

(財政法第42条ただし書)

継続費の年割額の逓次繰越し

特別会計に関する法律の特別規定による繰越し

《「明許繰越し」とは》

■ 財政法第14条の3（繰越明許費）

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、**予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。**

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを**繰越明許費**という。

①経費の性質上年度内にその支出を終わらない見込みのある経費

⇒ 当初予算において、「**繰越明許費**」の指定

…あらかじめ国会の議決を経ることにより、翌年度にその必要額を持ち越して使用することができる。

②予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのある経費

⇒ 予算の補正を行い、**新たに「繰越明許費」**の指定

…補正予算により新たに国会の議決を経ることで、翌年度にその必要額を繰り越して使用することができる。

あまり事例はない。予算の補正を行った例 ガイドブックP7～10参照

※補正予算により新たに予算計上された経費は、①に該当。

国の予算とは

日本の国家予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為からなる（財政法第16条）。

○予算総則

予算全般についての総括的な規定を条文形式で定めたもの。

○歳入歳出予算(甲号予算)

予算の本体。予算の中心をなすもの。歳入予算は一会計年度における収入の見積もり。歳出予算は、政府が支出できる経費の目的とその金額の限度額を示すもの。

○継続費(乙号予算)

事業の完成に数年度を要する場合、その経費の総額及び年割額について、予め一括して国会の議決を経て、数年度にわたる債務負担と支出ができる権限のある制度(その経費)。

○繰越明許費(丙号予算)

その性質上又は予算成立後の理由に基づいて年内において支出の終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用することができる経費。

○国庫債務負担行為(丁号予算)

国会の議決を受けることによって、最長5年間にわたる債務の伴う契約を企業などと結ぶことができる。

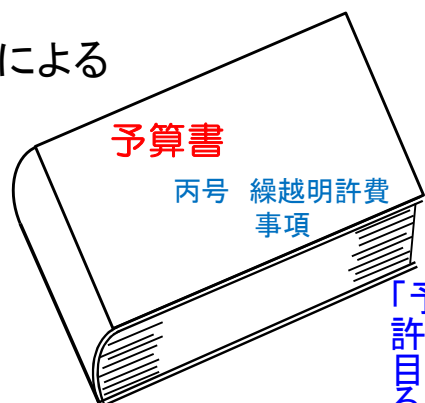
《明許繰越しの要件》

- ・ あらかじめ翌年度に繰越して使用することができる旨の国会の議決を経ていること

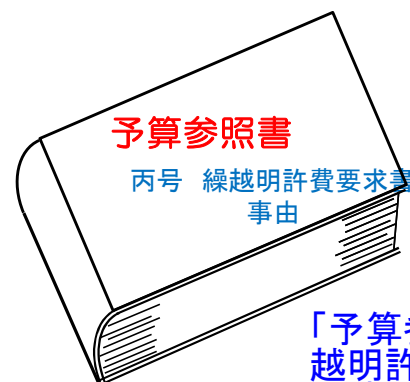
※ 「繰越明許費」という予算の形式をもって国会の議決を経た組織及び項（必要がある場合には目等に細分）についてのみ繰越しができる。

- ・ 繰越しを必要とする事由が予算参照書の丙号繰越明許費要求書において示されていること

国会の議決による



「予算書」の「丙号繰越明許費」の所管、組織、項、目等の名称に該当していること



「予算参照書」の「丙号繰越明許費要求書」の事由に該当していること

予算書抜粋

丙号 繰越明許費

所 管	組 織	事 項	丙号 繰越明許費要求書									
皇 室 費	費	(項) 宮 廷 費のうち 庁費(施設整備監理費に限る。)	次の表の事項の欄に掲げる経費は、その性質上支出の完了までに相当の期間を要し、かつ、その支出が本年度内に完了しない場合にも引き続いて行う必要があるものであるが、事由の欄に掲げる事由その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので、翌年度に繰り越して使用できることとする必要がある。 (注) 事由の欄に掲げる「計画」とは、計画に関する諸条件をいい、「設計」とは、設計に関する諸条件をいい、「気象」とは、気象の関係をいい、「用地」とは、用地の関係をいい、「補償処理」とは、補償処理の困難をいい、「資材入手」とは、資材の入手難をいい、それぞれ該当するものに○印を付している。									
		組 織	事 項	事 由								
		計画	設計	気象	用地	補償処理	資材入手	左 記 以 外 の 事 由				
		皇 室 費	(項) 宮 廷 費のうち 庁費(施設整備監理費に限る。)	○	○	○			○			
			施設整備費	○	○	○			○			
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
裁 判 所	裁 判 所	(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 最 高 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費 下 級 裁 判 所 のうち 国有財産管理処分庁費(建物及び工作物解体撤去費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
		(項) 会 計 検 査 院 のうち 会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発費に限る。)	効率化推進委託費 情報収集衛星業務費のうち									
国 会 衆 議 院	議 院 施 設 費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費	(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施 設 費										
		(項) 参 議 院 施										

《「事故繰越し」とは》

▣ 財政法第42条（歳出予算の繰越制限及び事故繰越し）

繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。**但し**、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（～中略～これに関連し支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

事故繰越しには、2つの要件を全て満たしていることが必要

- ① 年度内に支出負担行為（交付決定）がなされていること：（前年度の交付決定でも可）
- ② 避けがたい事故のために年度内に支出が終わらないもの：（前年度からの継続事由は不可）

※「繰越明許費」であることは要件ではない。

《要件① 年度内の支出負担行為》

- 「支出負担行為」とは

国の支出の原因となる契約その他の行為であり、将来、国費の支出を要するか又は要するおそれのあることを内容とする金銭債務すべてを含んだもの。契約のほか、補助金の交付決定等が含まれる。

- 「年度内に支出負担行為をなし」とは

「当該年度以前の年度において支出負担行為を行っている」と解される。

＊これを「当該年度内」と狭く解釈し、会計年度独立の原則を厳格に適用することは、いたずらに国における手続きを煩雑にし、経理の実態にそぐわないばかりでなく、ひいては国に不利を及ぼすという理由から、例外的に設けられた事故繰越し制度の趣旨から適当ではない。

《要件② 避け難い事故》

- 「避け難い事故」の範囲 （事故繰越の事例：ガイドブックP94～103）

法令上明記されていないが、社会通念上避けがたい事故と判断されるものでなければならない。

※ 暴風、洪水、地震等の異常な天然現象によるもの、地権者の死亡、崩落事故による工事中断、債務者の契約上の義務違反等により真にやむを得ず年度内に支出を終わらなかつた場合なども事故に該当するものと解される。

したがって、年度当初から事故の発生が予見できるものや、事務処理上の不手際と認められるもの等は、避け難い事故とは認められない。

- 「避けがたい事故」は支出負担行為後、且つ、当該年度中に発生したものでなければならない

前年度に明許繰越しとなった要因による事故繰越しは認められない。

繰越しの回数

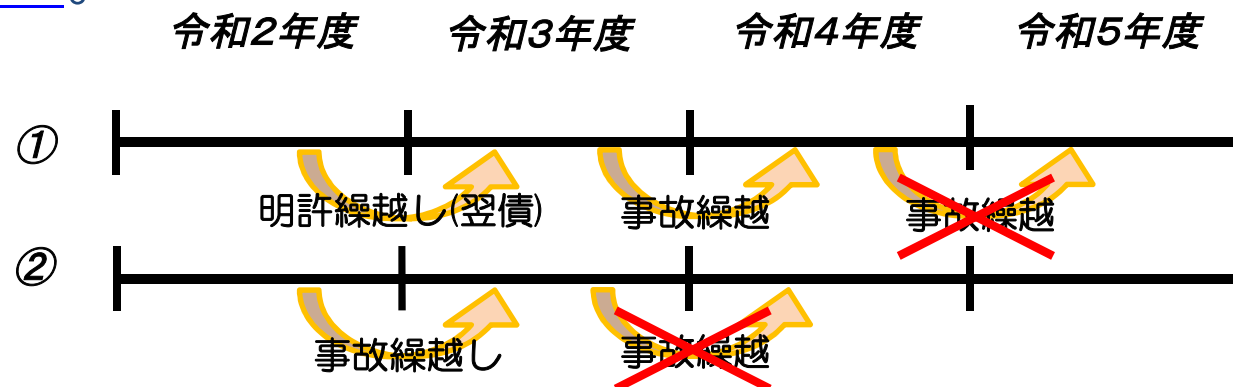
- 明許繰越しをした経費の再繰越し⇒事故繰越し

適用規定が異なることから、明許繰越しをした経費について、更に事故繰越しをすることは可能。

※「明許繰越し」 財政法第14条の3 「事故繰越し」 財政法第42条ただし書

- 事故繰越しをした経費の再繰越し⇒不可

財政法第42条ただし書の規定は、「翌年度に繰越して使用する」ことを認めているのであって、これを広く解釈して、更に翌々年度に繰越して使用することは規定の意図に反するため、複数回の事故繰越しは認められない。



《繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担【翌債】》(※繰越しとは異なる制度)

ただし、繰越しと関連しており、対象となる予算、繰越事由などは「明許繰越し」と同じ

■ 財政法第43条の3（繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担）

各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内において、**翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができる。**

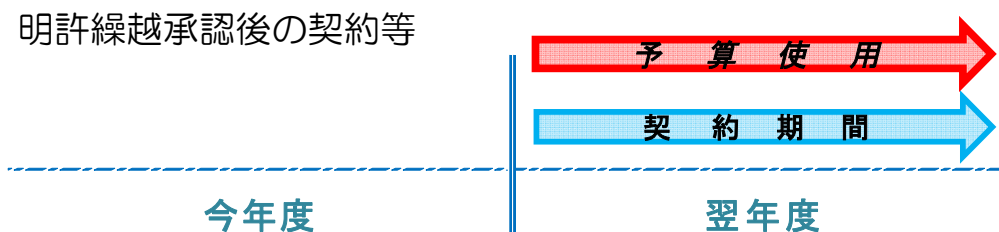
・ 翌債の要件

- ① 予算執行上やむを得ない事由（予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げる事由）がある場合。
- ② 支出の原因である債務負担を翌年度にわたって行うことが合理的な場合。

《翌債と明許繰越しの相違点・関連》

【繰越し】は歳出予算の使用 についての制度

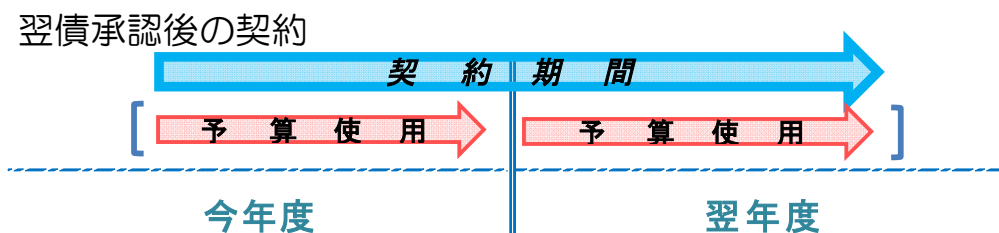
会計年度独立の原則の例外として歳出予算の金額を翌年度に繰越して使用できる権能を付与。



【翌債】は契約期間 についての制度

翌年度にわたって支出すべき債務を負担する権能のみを付与。

※ 補助事業においては、表中の「契約」は「(補助金等の)交付決定」に相当する。
(契約期間 = 債務負担を要する期間)



※ 契約(債務負担)には予算使用が付随するので、自動的にその予算使用も翌年度にまたがることとなる。(この場合、翌年度に属する期間に対応する金額は、同時に繰越しすることが必要となる。)

《翌債と繰越しの関連イメージ》

区 分		年 度		翌債/繰越し
		今年度	翌年度	
通 常	契約期間			翌債ではない (今年度中に契約期間終了)
	予算使用			繰越しではない (今年度中に支出完了)
特 例	翌 債	契約期間		1,000万円＝翌債(契約期間が今年度と翌年度にまたがる)
	予算使用			600万円＝今年度支出分 400万円＝翌年度支出分(繰越し)
	繰 越 し	契約期間		翌債ではない(契約が今年度と翌年度にまたがらない)
	予算使用			1,000万円＝繰越し(翌年度に支出)

※ 補助事業においては、表中の「契約」は「(補助金等の)交付決定」に相当する。
(契約期間 ＝ 債務負担を要する期間)

《翌債承認を経た経費の明許繰越しの承認手続の省略》

翌年度にわたる債務負担の案件

《今年度》

当初計画：支出負担行為（交付決定）年度内に事業完了

交付額 1000万円

支出（支払い）

今年度予定額 1000万円



繰越明許費要求書に掲げられた事由の発生

《翌年度》

支出負担行為（交付決定）から事業完了まで2箇年度にわたる期間

2箇年にわたる支出予定額1000万円

支出（支払い）

今年分支払 600万円

繰越し 400万円

※ 契約締結前に繰越明許費要求書に掲げられている事由が発生し、年度内完了が不可能と判断したため、翌債手続きを行い、今年度に2箇年度にわたる契約を締結した。

翌債申請

本来であれば、別途翌年度支払額の繰越し手続きが必要であるが…

【簡素化の観点から省略】

翌債承認を受ければ、一定の要件（※）の下、**明許繰越しの承認もあったものと見做す。**

※一定の要件（以下の二つの要件を満たすことが必要）

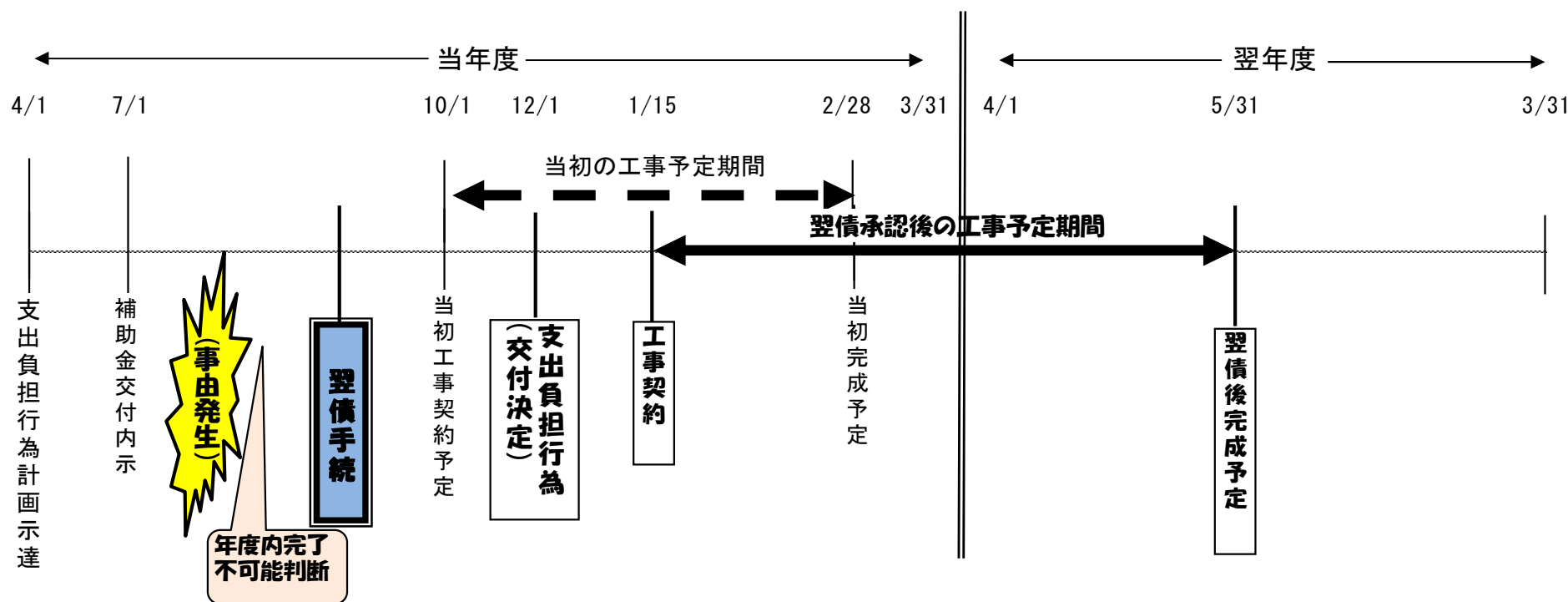
- 翌債が財務大臣等の承認を経たところに従って行われ、かつ、財務大臣等の承認を経た事項及び事由によるものであること。
- 繰越予定額が、翌債について財務大臣等の承認を経た際の承認要求書に記されている「翌年度所属として支出すべき金額」の範囲内であること。

承認後の状況変化によって、上記要件を満たさなくなった場合は、改めて明許繰越しの承認を受ける必要がある。（p20～21参照）

《契約の時期と翌債(繰越し)手続の関係》

【事例1】契約締結前に繰越事由が発生(翌債)

○年度内完了見込みで契約を締結する前に、繰越明許費要求書に掲げられている事由が発生し、年度内完了が不可能と判断したため、翌債手続を行い、今年度に2ヶ年度にわたる契約を締結する。
(年度をまたぐ交付決定期間)

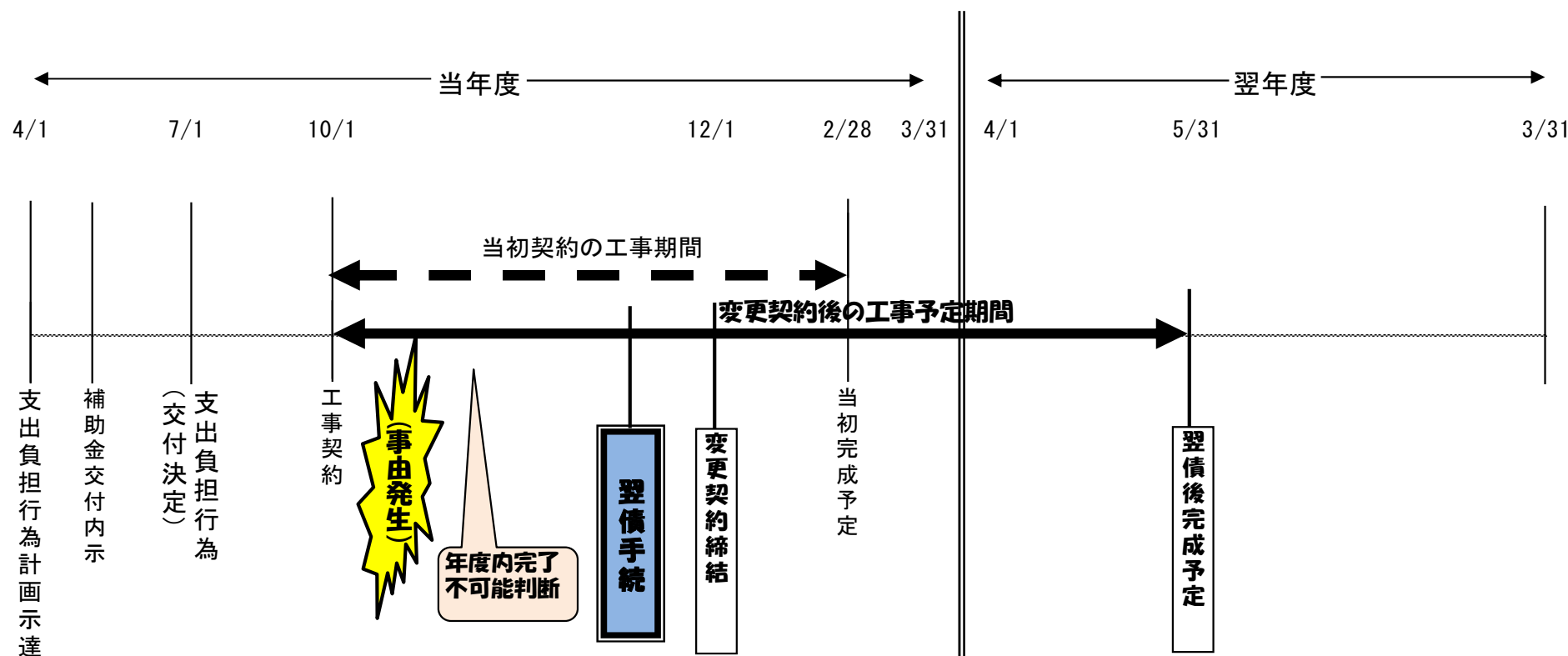


※手続きの時期

事由の発生が、支出負担行為(交付決定)前の場合で、年度内に支出を完了しないことが判明した場合は、支出負担行為前に承認要求書を送付する。(入札公示前には、財務大臣の承認を得ていることが適当である。)

【事例2】契約締結後に繰越事由が発生(翌債)

○年度内完了を期して交付決定を受け、工事契約を締結したが、繰越明許費要求書に掲げられている事由が発生し、年度内完了が不可能と判断したため、翌債手続を行い、今年度に2ヶ年度にわたる変更契約を締結する。(年度をまたぐ交付決定期間)

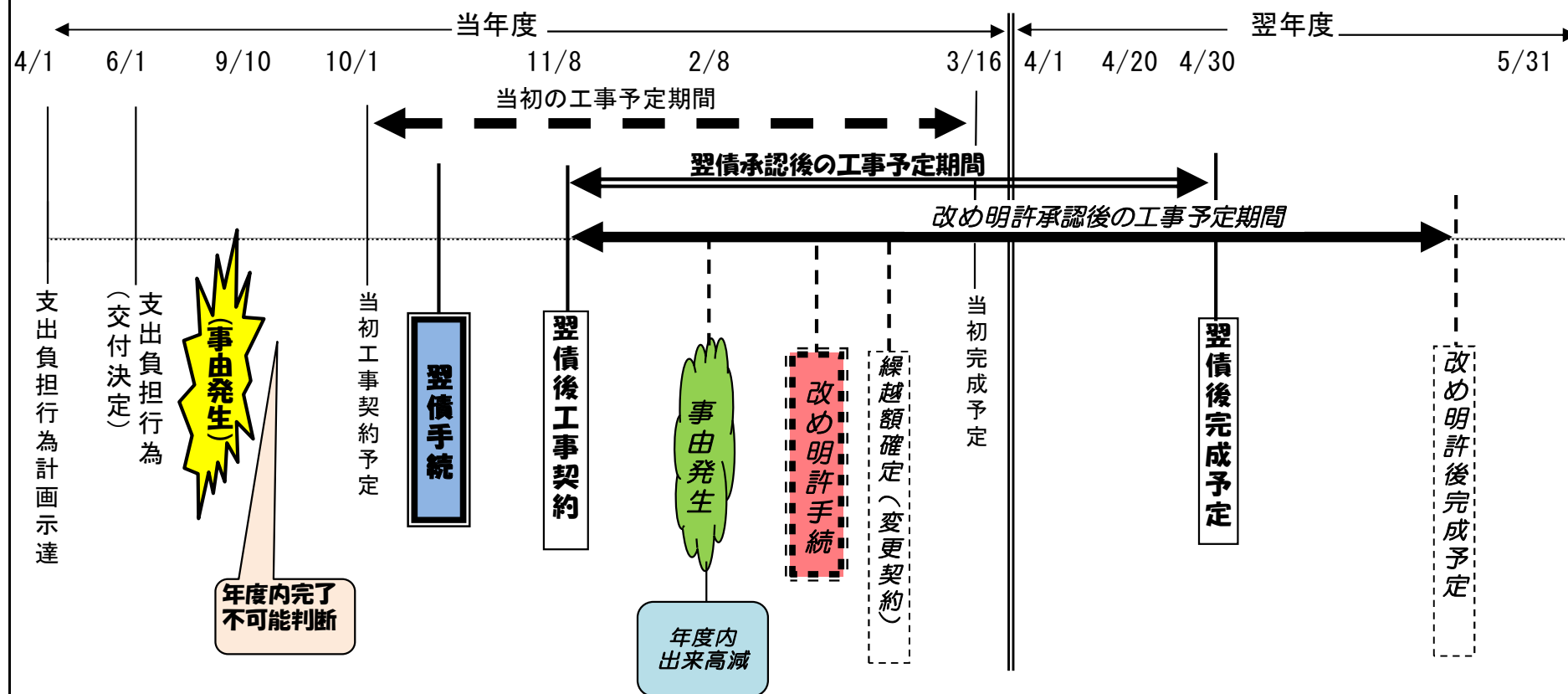


※手続きの時期

事由の発生が、支出負担行為(交付決定)後の場合は、年度内支出を完了しないことが判明した後で翌年度にわたる(変更)契約を行う前に速やかに承認要求書を送付する。

【事例3】補助事業の明許繰越(改め明許)

○交付決定後、繰越明許費要求書に掲げられている事由が発生し、翌債手続き後、翌年度にまたがる契約を締結した。その後、能率低下を招く事由発生により年度内出来高が不足、契約期間の延長及び翌年度支払額（繰越額）が増となる場合、明許繰越しの手続を行う。（改め明許）



※手続きの時期

事由発生後、翌債承認を受けた繰越し額の増額が明らかになった段階で、繰越計算書を送付する。(変更契約を行う前に送付することが適当)

《翌債承認後の金額変更に伴う手続》

繰越(翌債)承認後に金額変更があった場合の手続きは以下のとおり。

区 分	翌 債		明 許 事 故	手 続
	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分 翌年度分	要繰越額	
翌 債	増	① 増減とも 増減とも		翌債の追加(変更)申請
	減	② 減 増		翌年度分を明許繰越しとして新たに申請
		③ 増減とも 減		不要(但し、減額分を不用額とせずに翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費は明許繰越として別途申請)
	不変	④ 増 減		不要
		⑤ 減 増		翌年度分を明許繰越しとして新たに申請
	皆減	⑥ 皆減 皆減		不要(但し、減額分を不用額とせずに翌年度に支出負担行為を行う場合は、その経費は明許繰越として別途申請)
明 許 事 故			増	増額分につき明許繰越し又は事故繰越しの追加申請
			減	不要

《翌債承認後の金額変更に伴う手続》

翌年度にわたる債務負担を必要とする額			=	本年度分		+	翌年度分		翌債の既承認	
1,000万円				600万円			400万円			
(増)	1,200	①		(増)	700		500	(増)	} 翌債変更(増)	
(増)	1,200	①		(減)	500		700	(増)		
(増)	1,200	①	(増)	900		300	(減)			
(減)	900 (不用 100)	②		(減)	400		500	(増)	} 改め明許	
(減)	900 (不用 100)	③		(減)	550		350	(減)		
(減)	900 (不用 100)	③	(増)	700		200	(減)			
(不変)	1,000	④		(増)	700		300	(減)	} 改め明許	
(不変)	1,000	⑤	(減)	500		500	(増)			
(皆減)	0 (不用1,000)	⑥	(皆減)	0		0	(皆減)		} 手続不要	

《歳出予算繰越制度及び翌債制度の概要》

区 分	繰 越 し		繰越し明許費に係る翌年度にわたる債務負担（翌債）
	明許繰越し	事故繰越し	
根 拠 規 定	財政法 第14条の3	財政法 第42条ただし書	財政法 第43条の3
予 算	歳入歳出予算（甲号予算） 繰越明許費（丙号予算）	歳入歳出予算（甲号予算）	※翌債を行った後は支出負担行為未済のものはなくなる。 明許繰越しに同じ
支出負担行為	支出負担行為済・未済を問わない	支出負担行為済（関連経費を除く）	
繰 越 事 由	予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げる事由	支出負担行為後の避けがたい事故	
再 繰 越 し	事故繰越しとして再繰越しが可能	再繰越しは不可	
事務手続きを行う者	各省各庁の長又は繰越事務の委任を受けた支出負担行為担当官等	明許繰越しに同じ	各省各庁の長又は翌債事務の委任を受けた支出負担行為担当官等
財務大臣の承認	財政法 第43条		財政法 第43条の3

《繰越された予算の性格等》

• 経費の性格

その経費について、各省各庁の長が歳出予算の繰越ししたときは、その予算の配賦があったものとみなされる。（財政法第43条第4項）

繰越された会計年度において、繰越明許費としての取扱いはできない（再び明許繰越しはできない）。

• 繰越の目的に沿った執行

繰越しは、予定していた事務・事業を実施するためのものであり、繰越し後の予算執行は、当然、繰り越した目的に反しない範囲で行う必要がある。

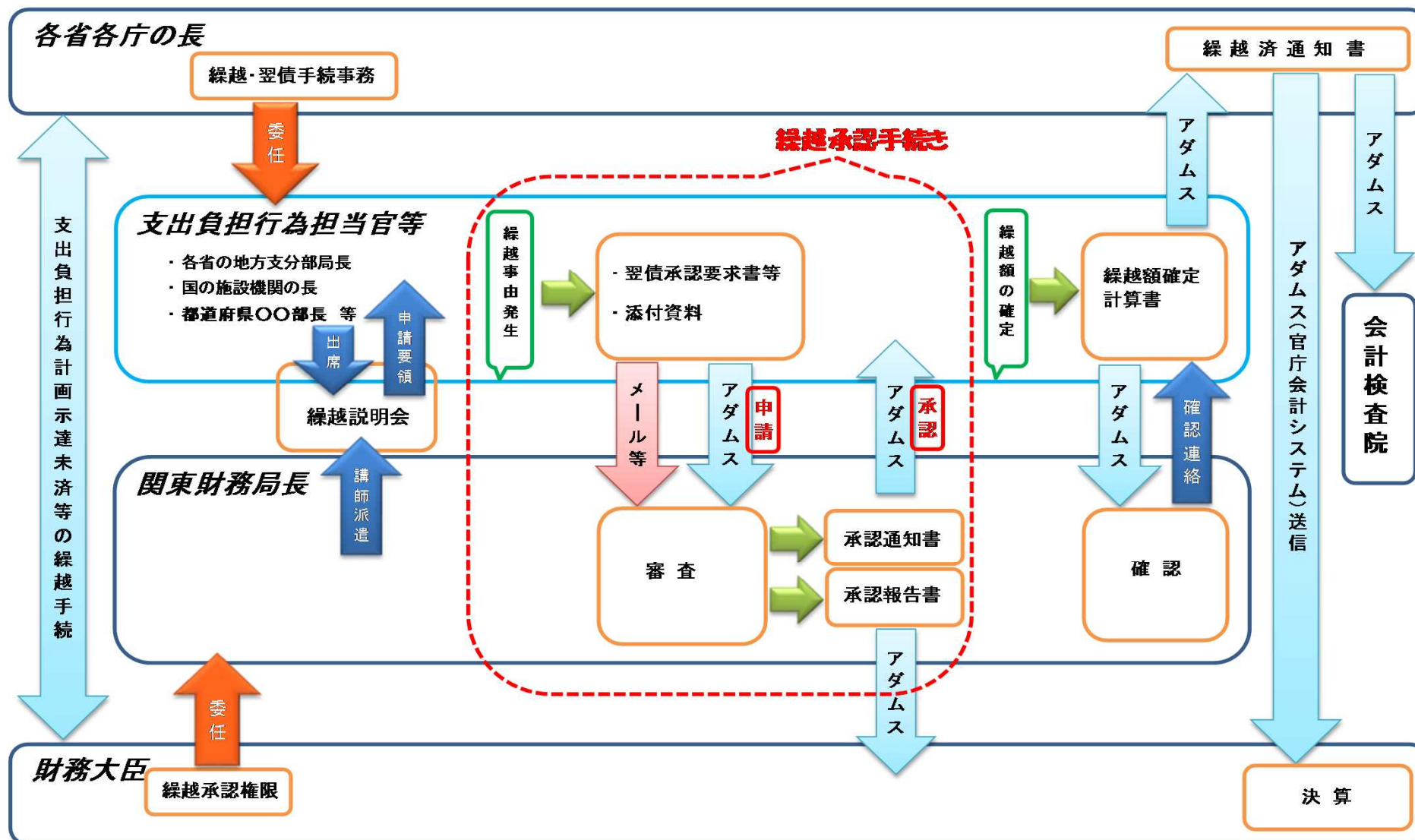
• 歳出予算の繰越しに係る事後検証

適正な繰越申請及び適切な繰越制度の活用につなげていくことを目的として、繰越事案を事後的に検証する仕組みを平成25年度から導入。

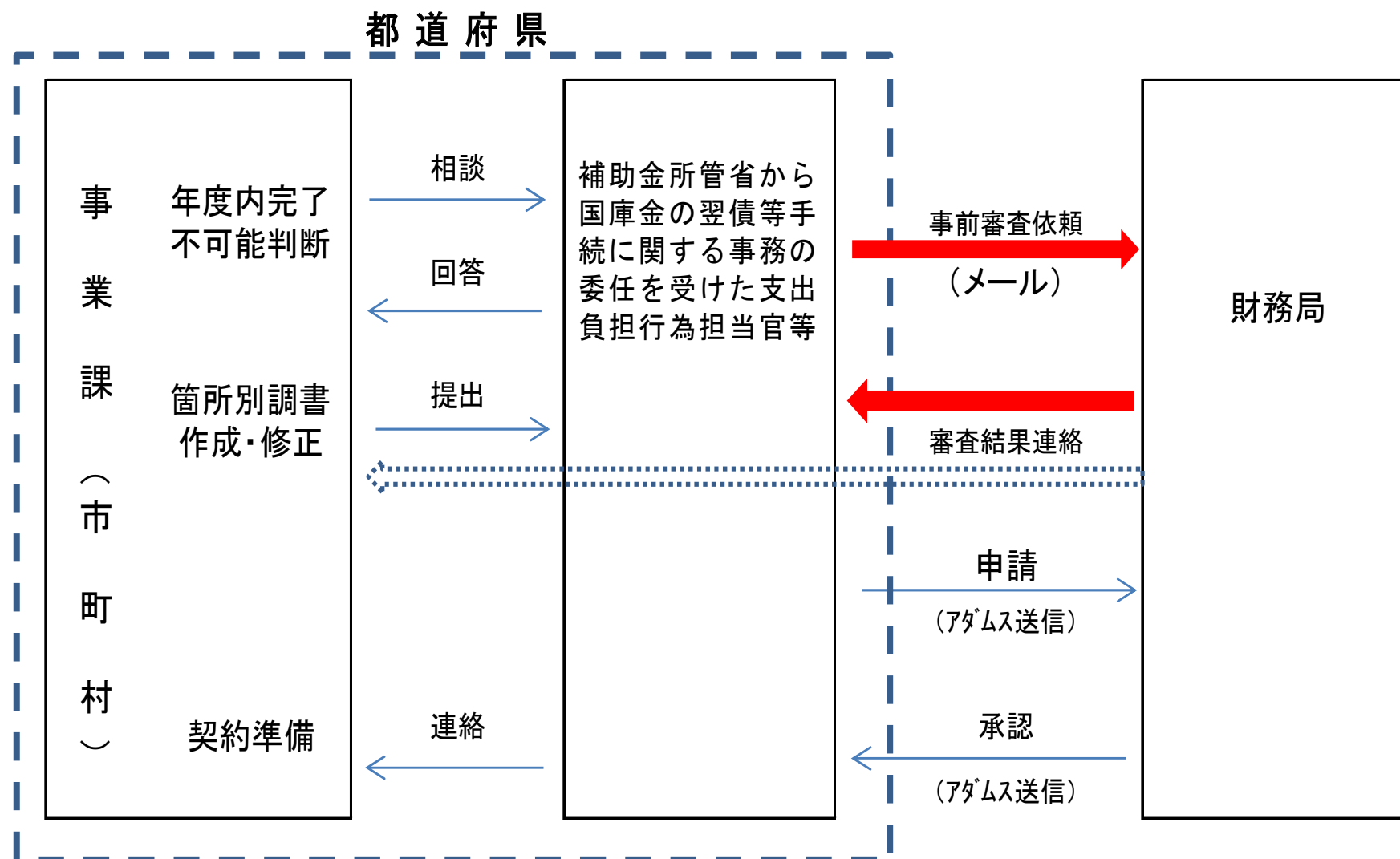
《繰越し(翌債)の手続・承認権限の委任》

区 分	財務省における繰越し(翌債)の承認に関する事務	各省各庁における繰越し(翌債)に関する事務
1. 支出負担行為計画示達未済の歳出予算	財務大臣	各省各庁の長
2. 本省本庁に在勤する支出負担行為担当官に係る歳出予算について、本省庁以外に在勤する当該支出負担行為に係る支出官等に繰越し(翌債)の手続に関する事務を		
(ア) 委任していないもの	財務大臣	各省各庁の長
(イ) 委任したもの	委任を受けた財務局長等	委任を受けた支出官等 (支出負担行為担当官又はその他の職員、都道府県知事もしくは職員)
3. 本省本庁以外に在勤する支出負担行為担当官が支出負担行為を行う歳出予算について、当該支出負担行為担当官等に繰越し(翌債)の手続に関する事務を		
(ア) 委任していないもの	委任を受けた財務局長等	各省各庁の長
(イ) 委任したもの	委任を受けた財務局長等	委任を受けた支出負担行為担当官等 (支出負担行為担当官又はその他の職員、都道府県知事もしくは職員)

《繰越手続の流れ(明許・翌債)》



《都県⇔財務局間繰越申請の流れ》



《繰越し(翌債)承認申請の提出書類》

• 明許繰越し

- ・ 繰越計算書(事項別内訳表を含む)
- ・ 箇所別調書及び理由書
- ・ 審査表

• 翌債

- ・ 翌債承認要求書(事項別内訳表を含む)
- ・ 箇所別調書及び理由書
- ・ 審査表

※各省各庁の事務手続き

*「歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について」(財務大臣→各省各庁の長あて、平成20年3月28日財計第753号)

[ガイドブックP180]

*「繰越(翌債)事務手続について」(財務省主計局司計課長→各省各庁会計課長等あて、平成22年1月15日)

[ガイドブックP188]

• 事故繰越し(簡素化対象外)

- ・ 繰越計算書(事項別内訳表を含む)
- ・ 繰越しを必要とする理由書
- ・ 工程表
- ・ 契約状況及び事業費総括表
- ・ 審査表
- ・ その他事故繰越しの手続に必要な書類

**事故に至った経緯など、
内容についてヒアリング
します。**

《繰越手続の簡素化について》

(1) 明許繰越し

平成22年1月以降、地方自治体の事務負担の軽減と事務の効率化の観点から大幅な簡素化を実施

- | | | |
|--------------------------|---|------------|
| ➤ 申請書類 | ➡ | 繰越理由を定型化 |
| ➤ 添付資料(事業概要、図面、工程表、契約書等) | ➡ | 廃止 |
| ➤ 財務局等によるヒアリング | ➡ | 廃止 |
| ➤ 処理の迅速化 | ➡ | 原則10日以内に承認 |

(2) 事故繰越し

◎東日本大震災復興特別会計における事故繰越し《平成24年度～》

◎熊本地震(28.4)に伴う工事遅延等による事故繰越し《平成28年度～》

◎災害復旧・復興事業(経費)の事故繰越し《令和元年10月～》

- 繰越理由は簡易な方式を定め、1枚で完結
- 事業概要、図面、工程表等の参考資料の提出を廃止
- 財務局等における事業概要、繰越理由等のヒアリングを廃止

※事後検証作業を実施し、適正な運用を確保

《繰越計算書等の送付期限》

2月中旬頃までが望ましい

(1) 「繰越計算書」及び

「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」

➡ 原則として当該年度の3月31日まで

(2) 「繰越済通知書」(各省各庁の長⇒財務大臣)

➡ 翌年度の5月15日まで

※「繰越し」及び「翌債」の承認については、予定金額をもって承認を求めることが可能であり、上記の期限にとらわれず、「**繰越し・翌債**」が必要となった場合は、速やかに手続きを開始してください。

《申請にあたり特に留意すべき点》

- 繰越し(翌債)事由発生後の早期申請の準備(相談)
- 会計・項・目・目細・事項名の確認
- 「箇所別調書及び理由書」の記載内容の整合性
- 箇所ごとに1割留保されているか ガイドブック P56～57、187
- 審査表によるチェックを確実に実施 ガイドブック P38～P47
- 翌債制度の積極的活用 ガイドブック P20、190

《根拠規定》

■ 財政法第14条の3（明許繰越し）

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

■ 財政法第42条（事故繰越し）

繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（～中略～これに関連し支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

■ 財政法第43条（明許繰越しと事故繰越しの財務大臣の承認）

各省各庁の長は、第十四の三第一項又は前条但書の規程による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。

■ 財政法第43条の3（繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担）

各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があった金額の範囲内において、翌年度にわたって支出すべき債務を負担することができる。

繰越事務用語集

「事項」と「箇所」	「事項」とは、繰越しの申請単位（財政法43条：各省各庁の長は、<u>事項ごとに</u>、その事由及び金額を明らかにして財務大臣の承認を経る）。 また、「箇所」とは、平成11年12月の簡素化により、「事項については、目の細分別、施行主体（地方公共団体等）別のうち未完成箇所を積み上げた単位とする」ことができるようになったことから、新たに「箇所」の概念が発生したもの。
「丙号予算」等	甲号予算：歳出予算。定められた目的に従い、その金額の範囲内で当該年度における債務の負担と支出を行うことができる経費。 乙号予算：継続費。経費の総額及び年割額について予め一括して国会の議決を経て、数年度にわたる契約と支出ができる経費。 丙号予算：繰越明許費。予め国会の議決を経て翌年度に使用することができる経費。事由と金額を明らかにして財務大臣の承認を経る。 丁号予算：国庫債務負担行為。国会の議決を経て数年度にわたる契約ができる。支出は改めて甲号予算に計上して国会の議決を経る。
「示達」	予算決算及び会計令第39条第1項：「各省各庁の長は、支出負担行為担当官をして支出負担行為を行わしめようとするときは、…中略…当該<u>支出負担行為担当官</u>に対して歳出予算の示達をしなければならない。」⇒ 地方公共団体の「令達」と同様。
「支出負担行為」	国の支出の原因となる契約その他の行為（交付決定等）。
「支出負担行為担当官」	各省各庁の長から支出負担行為に関する事務の委任を受けた職員。 また、各省各庁の長は、必要があるときは、支出負担行為に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に委任することができる。
「支出官」	支出負担行為に基づく国の債務を調査決定して、その債務を履行するため小切手の振出し又は国庫金振替書の交付に関する事務を行う会計機関。
「1割留保」	工事等に係る補助金の概算払いの条件は通常、「国は補助金等交付決定額の<u>1割以上</u>を留保し補助事業の進捗度合いを勘案して…。」となっている（直轄事業の請負契約の部分払いの制度（既済部分に対する対価の10分の9以内を限度）と同様の取扱い）ことから、翌債の場合、支出見込内訳のうち翌年度分は基本的に翌債必要額の1割以上（各箇所毎）となる。
「ADAMSⅡ」	官庁会計システムのこと。配賦された予算に基づいて各省各庁の長が行う業務である予算執行業務を処理するため整備・運用しているシステム。
「未竣工工事」	年度内に完了していない補助工事等に係る予算について繰越手続を執るべきであるにもかかわらず、その手続を執らず、実績報告において年度内に工事等が完了したものとして処理され、これに基づいて補助金等の全額交付を受けているもの。 補助金適化法、財政法等に明らかに違背するものであるが、近年も複数の報道がみられる。